

地区計画の届出について

1. 届出に必要な図書

次の(1)から(8)をまとめたものを、正、副各1部提出してください。

- (1) 地区計画の区域内における行為の届出書【様式1】
- (2) 委任状（建築主本人が届け出る場合は不要）
- (3) 建築計画概要書【様式2】
- (4) 同意書【様式7】
- (5) 公図の写し
- (6) 建築確認申請書（第二面から第五面）の写し
（建築確認申請を必要としない行為の場合は不要）
- (7) 設計図書等（行為の種別ごとに下表のとおり）

行為の種別	図面	縮尺	備考
土地の区画形質の変更 (道路位置指定等)	案内図	1/1,000以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	区域図	1/1,000以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100以上	区画、形質変更の内容を表示
・建築物の建築 ・工作物の建設 ・建築物の用途変更 ・建築物等の形態 又は意匠変更	案内図	1/1,000以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図	1/100以上	敷地内における建築物等の位置及び壁面からの距離を表示
	求積図	1/100以上	敷地面積、建築面積、床面積（工作物は敷地面積、建設面積）
	平面図	1/50以上	各階（工作物は詳細図）
	立面図	1/50以上	2面以上（小屋裏表示）、色彩計画表示

※案内図は1/1,000～1/2,000、立面図・平面図は1/100でも可。

(8) その他参考となるべき事項を記載した図書

（特に、敷地が地区計画で定める区域の内外にまたがる場合等には、都市計画情報表示図の写し（縮尺 1/2500）が必要となりますので、担当までご確認ください。）

2. 手続の流れ

- ① 行為に着手する日の30日前までに届出をしてください。
（書類に不備があると受付できませんので、余裕をもった届出をお願いします。）
- ② 地区計画に適合する場合、適合通知書を交付します。
（届出受付後、審査に10日から2週間かかります。）

※ 建築確認申請が必要な場合は、建築確認申請前に適合通知書の交付を受けてください。

《お問い合わせ・届出先》

小平市 都市開発部 都市計画課（開発指導担当） 電話042-346-9829